

御影山手天神会 会則（2021年度改訂版）

第1条（名称）本会は「御影山手天神会」と称し、ゴルフ愛好家により構成する。

第2条（目的）本会はゴルフを通して健康の増進を図り、マナーとエチケットを最優先にして会員相互の親睦を図る。

第3条（事務所）本会の事務所は幹事（会計担当）宅に置く。

第4条（行事）本会は目的達成のため下記の行事を行う。

- 1) ゴルフコンペの開催
- 2) 会員間の親睦会

第5条（会員）御影山手自治会の会員とその家族及び次の1)項と2)項に該当する人は入会資格を有する。

- 1) 上記自治会の地区外の人でも当会々員の推薦があれば入会資格を有する。
- 2) 転居に伴い上記自治会退会後も当人が希望すれば当会々員資格を継続できる。

第6条（役員及び任務）役員としてキャプテン及び幹事を置く。

- 1) キャプテン（1名）は本会を代表し、各種行事を立案・実行する。
- 2) 幹事（複数名）はキャプテンを補佐するとともに事務管理を行う。

第7条（役員の選出及び任期）役員の選出は会員の互選とし、任期は2年とする。
但し、再任は妨げない。

第8条（総会）本会の総会は毎年4月のゴルフコンペ後の表彰式時に開催する。
但し、臨時総会はキャプテン要請により必要時に開催できる。

第9条（会計年度）毎年4月1日より翌年3月31日までとする。幹事（会計担当）は総会にて年度収支会計報告を行う。

第10条（年会費）本会の年会費は3,000円とし、当該年度のゴルフコンペ参加時に各人より徴収する。年会費は通信費、交際費及び賞品費等に充てる。

第11条（会員名簿）本会は会員名簿を備え、個人情報保護法等を遵守して管理する。

第12条（会員資格の停止、除名）会員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の決議により、会員資格を一時停止または除名する。

- 1) 本会の名誉を毀損し、会員としての品位を汚す行為があったとき
- 2) 本会の会則その他の諸規則に違反したとき
- 3) その他、役員会において不相当と見做したとき

第13条（会員資格の喪失）会員は退会、死亡、除名の事由が生じたときにその資格を失う。

第14条（補足）会則以外の問題が生じた場合、キャプテンは幹事並びに総会に諮って解決する。 以上

平成24年10月26日制定、平成28年11月18日追記（第12条、第13条）

平成29年12月7日追記（第5条の2）、平成31年1月12日変更（第5条の1）

平成31年4月1日変更（第10条）